

議案第 88 号

交野市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

交野市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 11 月 28 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 道路占用料の改正に伴い、道路占用料に準じて定める法定外公共物使用料を改正したいため。

交野市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案

交野市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

交野市法定外公共物管理条例(平成14年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分		単位		使用料(円)
		数量	期間	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工 作物による使用	第1種電柱	1本	1年	2,380
	第2種電柱			3,650
	第3種電柱			4,930
	第1種電話柱			2,130
	第2種電話柱			3,400
	第3種電話柱			4,670
	その他の柱類			340
	共架電線その他上空に設ける線類	1m	1年	22
	地下電線その他地下に設ける線類			13
	路上に設ける変圧器	1個	1年	2,080
	地下に設ける変圧器			1,280
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			4,250
	郵便差出箱			1,790
	広告塔	表示面積 1m ²	1年	4,250
その他のもの	使用面積 1m ²	1年	4,250	

水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件による使用	外径が0.1m未満		1m	1年	130
	外径が0.1m以上0.15m未満				200
	外径が0.15m以上0.2m未満				260
	外径が0.2m以上0.4m未満				510
	外径が0.4m以上1.0m未満				1,280
	外径が1.0m以上				2,550
	マンホールその他これに類するもの		使用面積 1m ²	1年	1,280
通路その他これらに類する施設による使用	上空に設ける通路		使用面積	1年	3,230
	地下に設ける通路		1m ²		1,940
	水路橋				430
	水路に工作物の設置を伴わないもの				1,280
	その他のもの				交野市行政財産使用料条例 (平成16年条例第27号) 第3条第1号の例により計算した額
看板による使用	看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積	1月	650
		その他のもの	1m ²	1年	6,450
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料による使用			使用面積 1m ²	1月	650

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年度以降に徴収すべき使用料から適用し、令和6年度までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

3 附則別表の左欄に掲げる区分に係る令和7年度の使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

附則別表

区分		単位		使用料（円）	
		数量	期間		
電柱、電線、変圧塔、	その他の柱類	1本	1年	250	
郵便差出箱、公衆電	地下電線その他地下に設ける線	1m	1年	12	
話所、広告塔そ	類				
その他これらに類する	路上に設ける変圧器	1個	1年	1,840	
工作物による使用	変圧塔その他これに類するもの			3,770	
	及び公衆電話所				
	その他のもの	使用面積 1m ²	1年	3,770	
通路その他これらに	水路に工作物の設置を伴わない	使用面積	1年	650	
類する施設による使	もの	1m ²			
用					
看板による使用	看板（アー	一時的に設けるもの	表示面積	1月	600
	チを除く。）		1m ²		
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土		使用面積	1月	600	
石、竹木その他の工事用材料による使用		1m ²			